

議案第70号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

平成29年9月4日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

1 損害賠償の理由 平成29年7月14日午後1時50分頃、飛騨市宮川町
祢宜ヶ沢上地内の市道川東線において、停車中の普通自動車に
法面から落ちてきた老木及び石があたり、同車両を損傷させた。

2 損害賠償の額 金307,584円

上記金額の内訳	車両修理費	307,584円
相手方の過失割合	0%	0円
飛騨市の過失割合	100%	307,584円

3 損害賠償をする相手方の住所及び氏名

